

現存する被ばく状況に関する防護の安全規準

○ 適用の範囲

この安全規準は、公衆の構成員に影響を及ぼす長期被ばくの状況のうち、「介入」に関連のある現存する被ばく状況に適用する。これには、自然放射線源からの高線量被ばくに関する対策、放射性物質の使用を含む人間活動が行われた場所の復旧と回復、環境に放射性物質を放出した事故に続く「常態」への復帰などを含む。

○ 線量規準

介入がほとんど常に正当化される一般参考レベル

現存年線量 100 mSv

これ以下では介入が正当化されそうにない一般参考レベル

現存年線量 10 mSv

(商品について)介入を免除できる一般参考レベル

追加年線量 1 mSv

ここで示された線量の数値は厳格なものではなく、介入の要否を判断するための線量レベルの目安を表すに留まる。これらの具体的な適用については、ガイドライン等で事例ごとに、別に定められる。

以上

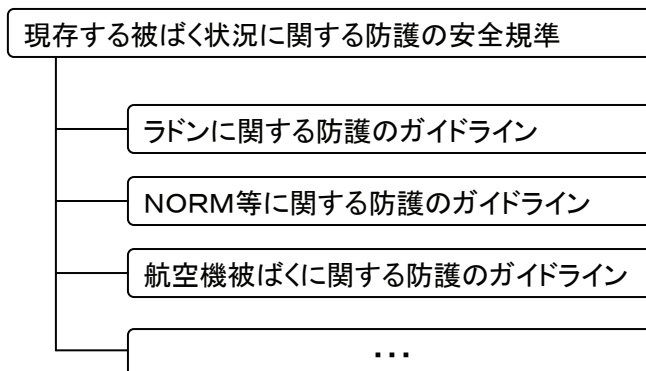
○ 安全規準の理解

ICRP-Publ.82「長期放射線被ばく状況における公衆の防護 —自然線源および長寿命放射性残渣による制御する放射線被ばくへの委員会の放射線防護体系の適用—」を参照のこと。

○ 線量規準の根拠

ICRP-Publ.82「長期放射線被ばく状況における公衆の防護 —自然線源および長寿命放射性残渣による制御する放射線被ばくへの委員会の放射線防護体系の適用—」に基づく。

○ 現存する被ばく状況に関する防護の安全規準の構造



以上